

かわまた

No.141

平成24年5月1日発行
福島県川俣町議会

議会だより

当初予算 会期延長のすえ可決 (3月定例会) 2

震災復興基金を創設 (第4回臨時会) 9

町の課題を問う (一般質問) 12

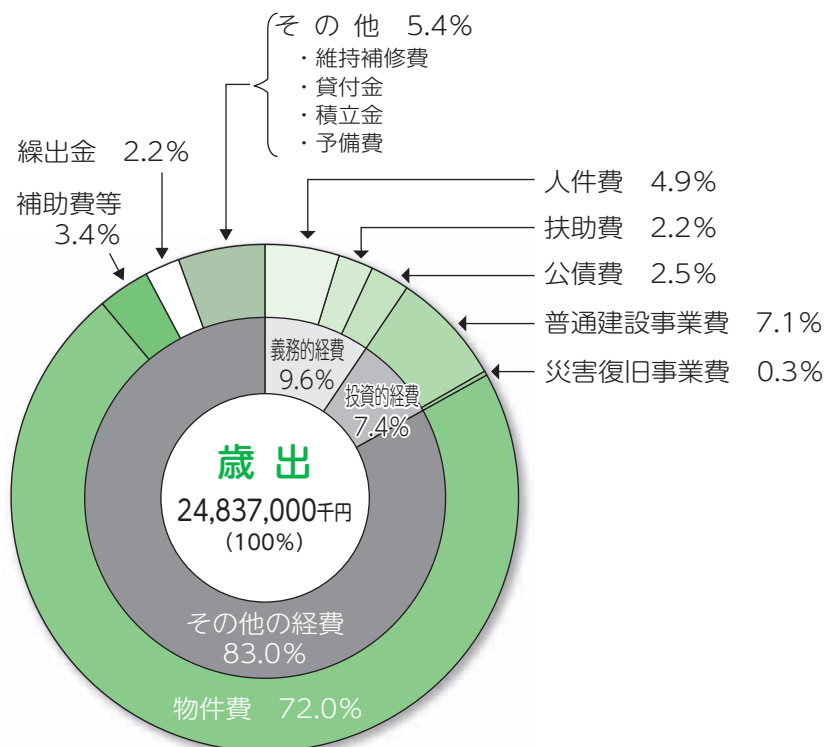
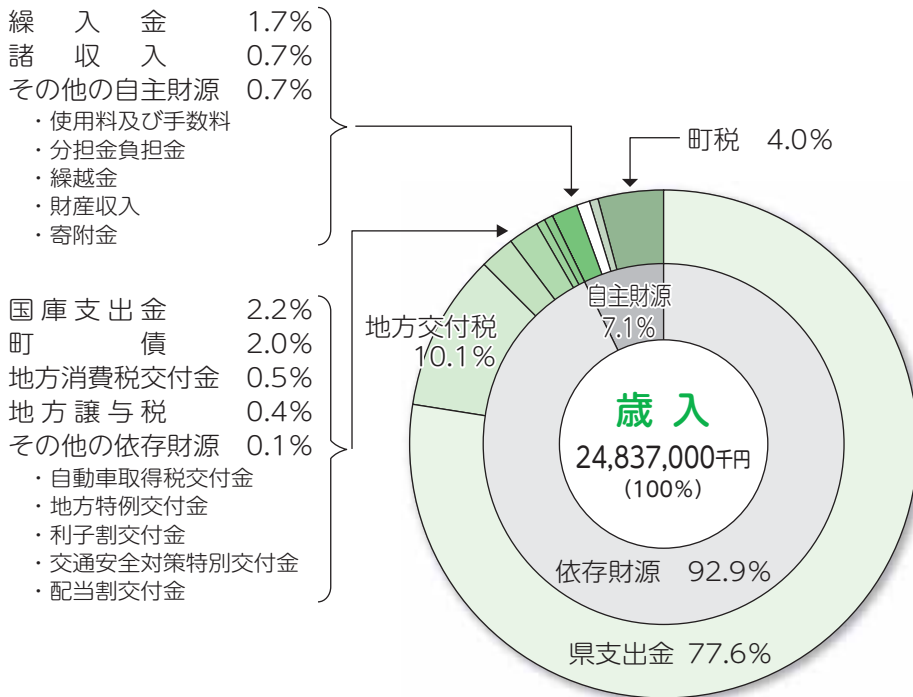
福島第一原子力発電所視察報告 20

写真：松沢嘉平治 氏 (写真愛好会「彩」)

延長のすえ可決!

除染費用等で前年比342.8%大幅増

一般会計予算の状況



3月定例会は、当初、3月8日から24日までの会期予定で開催されました。山木屋を除く地区における宅地や農地の除染対策、第五次介護保険計画の策定に伴い、当局の提案に対し慎重に審議を重ねた結果、税条例の一部改正の提案が追加され、また平成24年度一般会計予算及び平成24年度介護保険特別会計予算について訂正がありました。

これら議案の追加、訂正が生じたことによって、予算審査特別委員会での審査日程に変更が生じたことから、特別委員会で十分な審査日程を確保するために、会期を30日まで延長しました。

なお、一般質問は8人が登壇し、町政全般について当局の考えを質しました。

24年度当初予算 会期

一般会計総額248億3,700万円

当初予算に関する質疑

●一般会計予算

質問

今年度の除染対策費は190億円近い莫大な金額になるわけだが、事業を実施し一斉に前払の請求が出された時に、5億円程度の一時借入金で対応できるのか。運用できない予算を提案するのか。

(高橋道弘議員)

答

県との調整をしっかりと行い、事業の執行に当たっていききたいと思っています。

(企画財政課長)

※一時借入金については、他の一般会計予算の訂正に合わせ事業執行に万全を期すため、5億円から60億円に増額することになりました。

質問

福祉センター解体工事の遅れからも分かるように、今、町は予算の執行に支障をきたしているように思える。予算の執行に必要な職員は確保されているのか。

(遠藤宗弘議員)

答

職員配置なども含めたうえで十分に検討しながら円滑な事業の執行に当たっていききたいと思っています。

(古川町長)

質問

全地区一斉に除染事業に取り組んだ場合の発注額はどれ位になると見込んでいるのか。

(村上源吉議員)

答

除染事業の委託料と仮置場の工事費等であわせて134億円程度を見込んでいます。

(原子力災害対策課長)

●介護保険特別会計予算

質問

本町の介護保険料は県内で一番高い。原発災害で苦しんでいる町民のことを考えて、介護保険料を見直す考えはないか。

(遠藤宗弘議員)

答

本算定まで時間がありませんので、検討していきたいと思います。

(古川町長)

●小島財産区特別会計予算

質問

放射能汚染のために価値のなくなった土地を貸し付け、収入を得るというのはいかがなものか。東京電力に請求するのが筋ではないか。

(高橋道弘議員)

答

そのようなことで、今後進めてまいります。

(総務課長)

主な復旧・復興事業

- 除染対策事業 152億1,792万円
(6地区の除染委託料、仮置場整備工事)
- 農地等除染対策事業 35億5,580万3千円
(田畑の除染委託料、線量測定)
- 災害廃棄物処理事業 2億8,271万円
(倒壊家屋等の解体工事)
- 地域安全パトロール事業 1億7,257万3千円
(山木屋地区のパトロール)
- 役場庁舎解体工事等 1億1,086万1千円
- 宅地災害復旧・井戸修繕事業 7,000万円
(宅地、井戸等の修繕)
- 道路維持修繕事業 3,512万3千円
(町道等15路線の補修工事)
- モニタリング事業 1,603万4千円
(空間線量、食品等のモニタリング)
- 内部被ばく検査委託料 1,200万円
(内部被ばくの検査)
- かわまたこどもハッピースクール事業 337万8千円
(幼稚園、保育園、小学生の郊外活動 (県外))

特別会計予算の状況

名 称		予 算 額
国民健康保険特別会計 (事業勘定)		17億8,437万4千円
国民健康保険特別会計 (診療施設勘定)		21万円
介護保険特別会計		16億4,933万3千円
簡易水道事業特別会計		1,335万円
奨学資金特別会計		2,615万8千円
工業団地造成事業特別会計		7,589万7千円
後期高齢者医療特別会計		1億6,554万円
小島財産区特別会計		66万2千円
飯坂財産区特別会計		1,082万6千円
大綱木財産区特別会計		24万3千円
小綱木財産区特別会計		121万9千円
山木屋財産区特別会計		14万9千円
水道事業 会 計	水道事業収益	2億5,591万4千円
	水道事業費用	2億1,942万7千円
	資本的収入	6,700万1千円
	資本的支出	1億7,607万5千円

議会が当局に提案し決まったこと

町民税の1割減免

原子力災害の被害の甚大さを考慮し、平成24年度から平成26年度までの個人町民税を1割減免す条例を可決させました。

24年度減免見込額 34,521千円

原子力災害対策課等の体制の充実

除染業務を円滑に進めるため、原子力災害対策課等の職員を5名増員させました。

その結果、人件費については25,570千円の増となりました。

一時借入金の増額

除染事業の実施によって生じる一時的な財源不足に対応するため、一時借入金を大幅に増額させました。

一時借入金 5億円 → 60億円

介護保険料の減免

個人町民税の減免に伴って、平成24年度から平成26年度までの介護保険料が減免されます。これにより、本来引き上げられる介護保険料の額を低減させました。

減免される額（月額）

基準額 5,214円→4,692円

行政区長等への報償金の倍増

災害対策等により、行政区長等の負担が増していることから、報償金を倍増させました。

- ・行政区長及び連絡員報償金の倍増
20,300千円の増
- ・自治会組織助成金の均等割分の倍増
1,800千円の増
- ・農振会活動報償金の倍増
1,072千円の増

平成24年度 川俣町各会計予算審査特別委員会日程

期 日	開始時刻	審 査 課 等
3月21日(水)	午前10時	総務課、企画財政課、会計室、議会事務局
3月22日(木)	午前10時	原子力災害対策課、こども教育課、生涯学習課、企画財政課
3月23日(金)	午後 1時	企画財政課
3月26日(月)	午前10時	保健福祉課、町民税務課
3月28日(水)	午前10時	企画財政課、建設水道課、原子力災害対策課
3月29日(木)	午後 1時	産業課
3月30日(金)	午前10時	産業課、討論・採決

予算審査特別委員会報告

名 称

平成24年度川俣町各会計予算審査特別委員会

経 過

町議会は、平成22年6月から12月にかけて「議会改革等に関する調査特別委員会」を設置し、効果的・効率的な議会運営や、議会の今後のあるべき姿について調査してきました。

その結果、さまざまな取り組みを行うことが提言されましたが、その中の一つとして予算について集中審議を行うために、特別委員会を設置することにしました。

目 的

全議員が当初予算について所属常任委員会の枠にとられず、広範に理解を深め、町政の課題に対応した予算の検証と政策提言を実現することを目的として設置する。

構 成

- 15名（議長を除く全議員）
- 委員長 斎藤 博美
- 副委員長 菅野 正彦

審査結果

13会計について審査しましたが、各課毎の審査概要は次のとおりです。

総 務 課

行政区長及び連絡員報償費についての予算計上のあり方や、災害情報紙配布などの負担を考慮した増額、また、除染業務の負担等による、自治組織助成事業の助成金均等割分について増額すべきと求めた。

企画財政課

新年度予算編成に当たって、財政状況の分析やそれに伴う編成方針に問題があったことや、復興計画に基づく事業が24年度予算に計上されていないなど、調整されていない箇所があった。

町 民 税 務 課

倒壊家屋解体工事の執行計画の明確化と、速やかな執行を求めたほか、町民税等の徴収に当たっては、東電からの賠償金を差し押さえることのないよう求めた。

保 健 福 祉 課

光風園の民営化による成果の把握が十分されていないほか、介護の給付と、障がい者の給付の周知方法が不十分であること、県内で18歳未満の医療費無料化に伴う、町の財政の軽減見込みがされていないことなどの課題があった。

産 業 課

予算編成に当たって、現状認識がないまま、例年通りの予算編成が見受けられた。また、農地除染については、十分な計画を設定しないまま予算を提出しており、今後の執行にあたっては町民の混乱が危惧されるところである。これらの対応については今後、現状把握と積算根拠の確認、そして広く意見を求める姿勢が必要と思われる。

建 設 水 道 課

低所得者向けの町営住宅の確保や、道路改良工事に当たって、以前からの課題や要望を十分に認識した上で計画の策定と予算編成が望まれる。また、浄水場の仮眠室工事に当たっては、施設の意義を十分認識し現実と乖離した予算執行とならないようにしなければならないため、慎重な対応と産業建設常任委員会への事前協議を求めるものである。

こども教育課

多くの臨時職員や委託職員を抱え、人件費、委託料に統一性が見えにくく、早急な検討を求めるものである。また、放射線に対し不安を抱える保護者が多く、誠意を持った対応を求めるものである。

生涯学習課

他県の自治体との交流事業などに取り組む際は、事業の意義と、参加者に無理のない日程で取り組み、大きな成果が上がるよう慎重な立案を求めるものである。

原子力災害対策課

除染作業を進めるにあたり、現在の新年度人員体制で計画通りの執行と事業量に対して作業を行う事業者の確保ができるかについて疑問が残る。除染にあたって屋根瓦などの補償について明確さが足りず、個人負担を伴う補償については東電に請求するよう働きかけるべきである。

さらに、除染作業にあたって明確な目標を持つことと、仮置き場の設置を最優先に対応することが望まれる。

いまだかつてない事業内容と事業量に取り組むことになるので、十分な職員体制で入念な計画のもと、複数年度を視野に入れ取り組むことが望まれる。

会 計 室

適正に予算を執行することを望むものである。

議 会 事 務 局

町民への情報公開の観点から、議会中継システムは必要なものであり今後の対応を求める。また、事務局の人員体制についても充実を求めるものである。

以上をふまえ、町当局においては予算審査特別委員会からの意見を真摯に受け、予算の訂正をされたことは評価できる。さらに、今後は東日本大震災及び原発事故の復旧・復興にむけた町民の負託に応えるため、必要に応じて補正予算などにより対応され、さまざまな課題について、当局においては積極的な執行を求めるものである。

しかし、農林水産業費の農業費に計上されている、農地等除染対策関係の委託料については、委員会において各委員から様々な質疑等が出されたところであるが、事業の実施方法等、具体的な内容において明確になっていない部分があり、このままの状態での執行は非常に困難な状況であると考ええる。

しかしながら、一方では農地の除染については、早急に対応せざるを得ない段階にあり、速やかに業務内容を確定し、実施していくことが求められている。

こうしたことを踏まえ、当該業務の執行については、当局において早急に関係団体等と調整の上、業務内容を確定させ、産業建設常任委員会と協議した上で執行することを付して、可決すべきものとする。

平成24年3月30日

平成24年度川俣町各会計予算審査特別委員会

制定された条例

●川俣町暴力団排除条例

条例では、第4条で「町は暴力団排除に関する施策を策定する」とあるが、いつ頃までに策定するつもりか。

（高橋道弘議員）

関係団体と協議しながら、上半期を目途に策定したいと思います。

（総務課長）

表現として「指定暴力団」とするのが一般的だと思うが、ただの「暴力団」としているのは何か理由があるのか。

（菅野清一議員）

法律によって「暴力団」という表現になったと理解しています。

（総務課長）

改正された条例

●川俣町税条例の一部を改正する条例

これについても減収分を東京電力に請求する考えはあるか。

（高橋道弘議員）

国による補てん措置がなければ、東京電力に請求することと考えています。

（企画財政課長）

●川俣町福祉センター条例を廃止する条例

福祉センターの取り壊しが遅れたのはなぜか。

（遠藤宗弘議員）

事務処理が遅れたためであり、大変申し訳なく思っています。

（保健福祉課長）

●町営住宅管理条例の改正

社会的弱者を優先して町営住宅に入居させるのがこの条例の趣旨だ

（企画財政課長）

が、今まで効果的に運用されたとは言えないと思う。今後はしっかりと運用するの。

（高橋道弘議員）

しっかりと対応していきたいと考えます。

（建設水道課長）

予算の補正

●一般会計補正予算

山木屋の住民に支給する見舞金の財源である義援金を、一般財源に繰り入れたことがそもそも間違いだ。なぜそうしたのか。

（高橋道弘議員）

一部、事務処理に問題があったとは思いますが、義援金としていただいたものは間違いなくお配りしています。

（企画財政課長）

義援金は2500万円残っていると総務課長は答弁している。義援金についてどのような取り扱いをしたのか具体的に

（企画財政課長）

に説明してほしい。

（黒沢敏雄議員）

一部義援金を繰り越した段階で一般財源となった部分がありますが、頂いた義援金はその額を明確に把握しており、間違いなくお配りする考えです。

（企画財政課長）

山木屋の住民に支給する被災見舞金の財源に、山木屋以外の住民にも支給できる災害対策寄附金を充当していることが問題だ。

（遠藤宗弘議員）

適切な処理ではなかったと思います。今後は日々の財務管理を明確にし、適正に管理していきます。

（永田副町長）

動産の取得

●動産の取得について

食品放射能測定器購入

数量 3セット

購入金額 14,647千円

この測定器は、ほぼ100%郵便事業株式会社の寄附により購入するものだが、郵便事業会社からメーカーや機種の種類はあったのか。

（高橋道弘議員）

そのようなことはありません。

（原子力災害対策課長）

人事案件

●川俣町固定資産評価審査委員会委員の選任

武藤昭一氏の選任に同意しました。

武藤昭一氏
（川俣町字新中町）

●人権擁護委員の推薦
寺島武氏の推薦に同意しました。

寺島武氏
（川俣町大綱木）

3 月 定 例 会 審 議 結 果 (平成24年3月8日～30日)

議 案	件 名	審 議 結 果
第4号	川俣町暴力団排除条例	可決 (全会一致)
第5号	川俣町介護保険条例の一部を改正する条例	可決 (全会一致)
第6号	災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例	可決 (全会一致)
第7号	川俣町福祉センター条例を廃止する条例	可決 (全会一致)
第8号	町道路線の認定について	可決 (全会一致)
第9号	川俣町町営住宅条例の一部を改正する条例	可決 (全会一致)
第10号	川俣町町営住宅管理条例の一部を改正する条例	可決 (全会一致)
第11号	平成23年度川俣町一般会計補正予算 (第9号)	可決 (全会一致)
第12号	平成23年度川俣町国民健康保険特別会計補正予算 (第3号)	可決 (全会一致)
第13号	平成23年度川俣町介護保険特別会計補正予算 (第4号)	可決 (全会一致)
第14号	平成23年度川俣町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第3号)	可決 (全会一致)
第15号	平成23年度川俣町水道事業会計補正予算 (第4号)	可決 (全会一致)
第16号	平成24年度川俣町一般会計予算	可決 (全会一致)
第17号	平成24年度川俣町国民健康保険特別会計予算	可決 (全会一致)
第18号	平成24年度川俣町介護保険特別会計予算	可決 (全会一致)
第19号	平成24年度川俣町後期高齢者医療特別会計予算	可決 (全会一致)
第20号	平成24年度川俣町水道事業会計予算	可決 (全会一致)
第21号	平成24年度川俣町簡易水道事業特別会計予算	可決 (全会一致)
第22号	平成24年度川俣町奨学資金特別会計予算	可決 (全会一致)
第23号	平成24年度川俣町工業団地造成事業特別会計予算	可決 (全会一致)
第24号	平成24年度川俣町小島財産区特別会計予算	可決 (全会一致)
第25号	平成24年度川俣町飯坂財産区特別会計予算	可決 (全会一致)
第26号	平成24年度川俣町大綱木財産区特別会計予算	可決 (全会一致)
第27号	平成24年度川俣町小綱木財産区特別会計予算	可決 (全会一致)
第28号	平成24年度川俣町山木屋財産区特別会計予算	可決 (全会一致)
第29号	川俣町固定資産評価審査委員会委員の選任について	可決 (全会一致)
第30号	動産の取得について	可決 (全会一致)
第31号	東京電力福島第一原子力発電所原子力災害に伴う計画的避難区域の設定による被災者に対する平成24年度川俣町町税等の減免の特例に関する条例	可決 (全会一致)
第32号	川俣町税条例の一部を改正する条例	可決 (全会一致)
諮問第1号	人権擁護委員の候補者の推薦について	可決 (全会一致)

● 川俣町議会定例会請願審査結果 ●

受理 番号	付託委員会	件 名	請願者住所及び氏名	紹介議員 氏 名	付 託 委員会
1	産 業 建 設 常任委員会	町道の認定に関する請願書	川俣町大字東福沢字万所内8 代表 斎藤 金一 外6名	高橋 道弘 高橋 道也	採択
2	総 務 文 教 常任委員会	消火栓増設請願書	川俣町字大作36-14 大作団地自治会 会長 宮口 友作 外30名	五十嵐謙吉 嶋原 利光 村上 源吉	採択
3	産 業 建 設 常任委員会	町道認定と整備についての 請願書	川俣町大字秋山字高橋沢12 代表 佐藤 成一 外5名	佐藤喜三郎	採択
4	産 業 建 設 常任委員会	町道天神下・向香田線の舗 装改良に関する請願書	川俣町大字東福沢字向香田37 代表 高橋 一公 外8名	高橋 道也 高橋 道弘	採択
5	産 業 建 設 常任委員会	町道認定及び整備に関する 請願書（羽田仲ノ内地内）	川俣町大字羽田字仲ノ内24 代表 中村 伸 外4名	佐藤喜三郎	採択
6	産 業 建 設 常任委員会	小松川の整備改修に関する 請願書	川俣町大字小神字吉吾5-2 代表 香野 勝治 外12名	高野善兵衛 菅野 清一 嶋原 利光	採択
7	厚 生 常任委員会	障がい者施設合併事業に関 する請願書	川俣町大字東福沢字糠戸内7-1 特定非営利活動法人 絆 理事長 斎藤 幹夫 川俣町字新中町5 特定非営利活動法人 達南精神保健 福祉会 理事長 菅野 善昭 外123名	嶋原 利光 菅野 清一 高橋 道弘	採択
8	産 業 建 設 常任委員会	福島県最低賃金の引き上げ と早期発効を求める意見書 提出の請願について	伊達市保原町字舟橋180 日本労働組合総連合会福島連合会伊 達地区連合会 議長 萩原 善徳	高橋 道弘 村上 源吉	採択

● 川俣町議会定例会陳情審査結果 ●

受理 番号	付託委員会	件 名	請願者住所及び氏名	付 託 委員会
1	総 務 文 教 常任委員会	福島県における脱原発の実現と、住 民の命と健康を守り、補償の実現、 安心して暮らせるふるさとを取り戻 すための取り組みを求める陳情書	福島市宮町3-16 福島県平和フォーラム 代表 竹中 柳一	採択
2	厚 生 常任委員会	放射線から子どもたちを守る陳情書	川俣町字舘ノ腰10 川俣町字中丁42 川俣町大字鶴沢字餅石11-3 今泉 君枝 佐藤亜希子 阿部 華美	趣旨 採択
3	総 務 文 教 常任委員会	東京電力福島第1原子力発電所の事 故後の対策に対する陳情書	川俣町山木屋字小塚5-8 山木屋地区自治会 会長 大内 秀一	採択
4	総 務 文 教 常任委員会	防災対策など住民の安心・安全を支 える行政サービスの体制・機能の充 実を求める陳情書	宮城県仙台市青葉区二日町9-15 国土交通労働組合東北地方協議会 議長 後藤 明広	採択

第4回臨時会

震災復興基金を創設!

3月2日に臨時会が開催され、震災復興基金の創設や宅地関連災害復旧事業補助金の支給、災害廃棄物処理事業の減額等について審議しました。

災害廃棄物処理事業については、23年度中に事業が実施出来ず、予算を減額する件について活発な質疑が交わされ、議事進行により議会運営委員会を開催しての採決となりました。

●東日本大震災復興基金 条例

質問

一円も利息が発生しない口座で多額の資金を管理することが有利な方法といえるのか。

(高橋道弘議員)

答

基金の管理については、現在の金融情勢なども確認のうえ再度検討いたします。(古川町長)

●平成23年度一般会計補 正予算

質問

廃棄物処理事業について、この文書からはどう見ても「交通に支障がある場合」とは読み取れない。このような文書をもとに議会に対して説明されたのでは、議会軽

視も甚だしいし当局との信頼関係も築けない。一体どのように考えているのか。(遠藤宗弘議員)

答

県に具体的な解釈について問い合わせた際に「交通に支障がある場合」との回答が示されたわけですが、他の市町村は同様の事業に取り組んでいることから、住民の皆さんや関係する皆さんに多大なご迷惑をおかけしたことにしてお詫びすると共に、今後はしっかりと事務執行に努めていきます。(古川町長)

質問

廃棄物処理事業が実施できなかった件について、出された文書には「生活環境保全上支障があると判断される場合」

●主な事業●

○東日本大震災復興基金積立金	3億3,014万3千円
○食品放射能測定器購入費	1,464万8千円
○災害廃棄物処理事業	△2億6,147万3千円
○宅地関連災害復旧事業補助金	1億2,800千円
○井戸災害復旧事業補助金	600万円

とはあるが、何処にも「交通に支障がある場合」とは書かれていない。一体どこをどう解釈したら「交通に支障がある場合」と読み取れるのか。明確に回答してもらいたい。(高橋道弘議員)

答

「生活環境保全上支障があると判断される場合」の具体的な解釈について問い合わせた時に、交通に支障があるとか他の方に被害が及ぶ等の回答

があつたために、その時点では事業の実施を見合わせたものです。

(町民税務課長)

議事進行

この廃棄物処理事業については、もう一度しっかりと事実経過を明らかにすべきだと思うので、議会運営委員会を開催し、事実経過をよく確認したうえで採決するよう取り計らいを願いたい。

(高橋道弘議員)

議会運営委員会報告

議会運営委員会を開催し協議した結果、再度担当課長から経過等について説明を受けることにしました。

(石河議会運営委員長)

担当課長答弁

本事業の経過については明確な記録がなく、書面で報告できない点、また町民の皆様にもご迷惑をお掛けしたことについてお詫び申し上げます。今後はこのような事が

無いよう努めて参ります。(町民税務課長)

質問

東京電力への賠償関係については、いずれ裁判になると思う。その時、町はどのような対応を取るつもりか。

(菅野清一議員)

答

そのような状況になれば、町として後々問題とならないよう、しっかりと対応していくことは当然だと思えます。(古川町長)

質問

復興基金の使い道は。町はどのような事業を考えているのか。子どもたちのためのローテーション保養などの事業にも使えるのではないか。(嶋原利光議員)

答

基本的には健康福祉増進等の事業に充てたいと考えていますが、当然未来を担う子どもたちのための事業にも積極的に取り組んでいく考えです。(古川町長)

議 員 提 案

3月定例会における議員提案は7件（うち震災関係は6件）で、それぞれ関係機関に送付しました。

福島県最低賃金の引き上げと 早期発効を求める意見書

最低賃金制度は、非正規労働者を含む全ての労働者の賃金の最低額を法律により保障するものであり、毎年、中央最低賃金審議会が作成する「目安額」を参考に、各都道府県最低賃金審議会の審議を経て、地域別最低賃金を決定することとされている。

この最低賃金の引き上げについては、2010年6月、政労使の代表からなる「雇用戦略対話」において、2020年までの目標として「できるだけ早い時期に最低賃金800円（時間額）を確保し、景気状況に配慮しつつ、全国平均1,000円を目指す」ことで合意された。

しかし現在の福島県最低賃金は時間額で658円となっており、この金額は政労使が合意し、目標として掲げた最低額と大きく乖離しているとともに、その水準は全国順位で31位と低位にあり、県内勤労者の賃金水準や経済実態などと比較しても極めて低いものとなっている。

最低賃金の引き上げは、働く者のセーフティネット機能を高めるとともに、労働意欲の向上、ひいては企業の業績向上へも寄与することにつながり、併せて福島県の復興・再生という観点から見た場合においても、県内の労働力の確保や労働人口の県外流出防止のために非常に重要なことである。

よって、本町議会は福島県の一層の進展を図るため、最低賃金法の趣旨を踏まえ、福島県最低賃金に関する、下記の事項について強く要望する。

記

- 1 福島県の最低賃金を「雇用戦略対話」における政労使合意内容に沿った引き上げを図ること。
- 2 一般労働者の賃金引上げが4月であることから、福島県最低賃金の改定諮問を早期に行い、発効日を早めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年3月30日

内閣総理大臣 野田 佳彦 様

厚生労働大臣 小宮山洋子 様

厚生労働省福島労働局長 絹谷 国雄 様

福島県伊達郡川俣町議会

防災対策など住民の安心・安全を支える行政 サービスの体制・機能の充実を求める意見書

昨年3月11日に発生した巨大地震と大津波、原発事故は、あまりにも多くの犠牲者と避難者を生み、地震発生から1年が過ぎている今も、その傷跡や悲しみは消えることなく、現在も多くの人々が将来への展望を見いだせないまま、過酷な避難生活を余儀なくされている。

そうした中、国や地方自治体の職員は自らも被災し親族を亡くした方々も大地震発生直後から懸命の救援活動にあたり、燃料確保や様々なインフラの復旧、物流の復活、医療活動などを通じて被災者の生命を支えている。

今回の大地震でも、阪神淡路大震災、中越地震、岩手宮城内陸地震、数々の豪雨同様、国、自治体が平時や緊急時において、それぞれが果たすべき責任と役割について適切に分担されることの重要性が明らかになったところである。

しかしながら、政府は今の通常国会において、国の出先機関を原則廃止し、今後結成されるという広域地方組織に移譲するという法律を提出しようとしており、併せて住民の安心・安全を守るために頑張っている全国の市町村に対し、広域地方組織に移譲した場合の財源問題や危機管理対応について、一遍の説明や意見を求めることもなく提出しようとしていることは、極めて重大であると言わざるを得ない。

国の出先機関の廃止は、地域において国が果たすべき責任と役割を後退させ、復興対策を強力に推進するうえでも、否定的な影響をもたらすものである。

よって、本町議会は国民の安心・安全な暮らしを実現するため、次の二点について強く要望する。

記

- 1 防災対策など住民の安心・安全を確保するために、必要な国の出先機関・独立行政法人の体制・機能の充実を図ること。
- 2 国土交通省各出先機関をはじめ、国の出先機関の廃止又は地方移譲については、拙速に結論を出すことを避け、震災復興にあたること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年3月30日

内閣総理大臣 野田 佳彦 様

国土交通大臣 前田 武志 様

福島県知事 佐藤 雄平 様

福島県伊達郡川俣町議会

福島県における脱原発の実現と、住民の命と健康を守り、賠償の実現 安心して暮らせるふるさとを取り戻すための取り組みを求める意見書

東京電力福島第一原子力発電所の事故により、福島県全体が極めて大きな打撃を受け、県民の精神的、経済的損害は計り知れない状況にあります。

放射能汚染問題は除染後の放射性廃棄物の処理の問題も含め、一層深刻さを増すと共に、一万人を越える子供たちが県外に転出するなど、県民の将来への不安と閉塞感は極限状態に達しています。

つきましては、原発事故そのものの一日も早い完全収束と、子供を含む県民の命と健康をまもり、住民の全生活面における完全賠償等、安心して暮らせる郷土を取り戻すために、政府において次の処置を取られるよう強く要望いたします。

- 1 速やかに事故の完全収束を図ると共に、県内すべての原子力発電所の廃炉を実現すること。
- 2 福島県を再生可能エネルギーの研究・開発・生産の拠点とするための施策を推進すること。
- 3 全県民に「手帳」を交付し、将来にわたって定期的な検診を無償で行う施策を行うこと。また子供の医療費の他、放射能との関連が疑われるすべての疾病の医療費の無料化を行うこと。
- 4 事故の収束に当たっている原子力発電所の作業員の健康管理に万全を期するとともに労働環境を改善すること。
- 5 避難者の住宅・職場（雇用）・健康・子供の教育等々、全生活を賠償すること。住宅・農地・海洋・会社工場・教育施設等の放射線除去に全力を注ぎ住民が1日も早く戻れるようにすること。
- 6 風評被害を含めて深刻な被害を受け、存亡の危機に立たされている、県内農林漁業、商工業、製造業、観光業をはじめとする、全ての被害を賠償し生活を保障すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年3月30日

内閣総理大臣 野田 佳彦 様

財務大臣 安住 淳 様

農林水産大臣 鹿野 道彦 様

文部科学大臣 平野 博文 様

復興大臣 平野 達男 様

総務大臣 川端 達夫 様

厚生労働大臣 小宮山洋子 様

経済産業大臣 枝野 幸男 様

原発事故の収束及び再発防止担当大臣 細野 豪志 様

福島県伊達郡川俣町議会

原発事故と福島県にかかわる特別法についての意見書

東京電力福島第一原子力発電所事故からおよそ1年が経つものの、福島県民は「フクシマ」というだけで、暮らし、仕事、営業などの経済的側面と、放射能に対する不安など精神的側面の両面で大変な矛盾と困難を今もって突きつけられている。

原発事故の責任は、原子力政策を推し進めてきた国と東京電力にあつて、福島県民の責任ではないことは明白である。従つて原発事故に起因するすべての損失は国の責任のもと速やかに、かつ無条件に回復されなければならない。

また、これまでの日本の関連法体系は、国際原子力事象評価尺度(INES)の「レベル7」という史上最悪の原発事故を想定したものになつておらず、現行法体系のもとでは十分に対応しきれないことが日々発生しており、原発事故被害者となった県民の暮らしを守るうえで特別の法律が必要なことは、これまでも福島県が国に求めてきたように当然のことである。

よつて国において、福島県に対するあるいは原発事故に関する特別の法律をつくるにあたっては以下の点が盛り込まれた法律とすること。

- 1 原発事故にかかわる、精神的賠償を含むあらゆる賠償が、速やかに、もれなく全面的に実施されることが国の責務であると明記すること。原発事故賠償を単純な民間同士の賠償・紛争としないこと。
- 2 賠償については、全200万県民が被害者であるとの考えに立ち、県民を分断するような線引きをおこなわないよう明記すること。
- 3 除染や検査、避難生活、教育など、原発事故に起因する県民のくろしの困難にかかわつて、必要な対応と財源に国が責任を持つことを明記すること。財源について県民個人や自治体の責任としないこと。
- 4 原発事故の責任が、原子力政策を推し進めてきた国にあることを明記するとともに、県と県議会が求めている「県内全原発の廃炉」を明記すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。
平成24年3月30日

衆議院議長 横路 孝弘 様 参議院議長 平田 健二 様
内閣総理大臣 野田 佳彦 様
福島県伊達郡川俣町議会

農林水産物の栽培・管理・流通を国が責任を持って管理することを求める意見書

農林水産省は「24年産稲の作付に関する方針」を出した。これは、関係する市町村の「作付要望」を逆手にとつて、県・市町村・生産者に栽培・管理・流通の責任を押し付けるもので容認できるものではない。

この「作付方針」は原発事故を発生させた国の責任を放棄することである。国は、放射性物質も拡散の責任をとり、汚染地域における放射性物質の農林水産物への移行に関して調査研究をするため栽培・管理・流通に全責任を負うべきである。

全袋検査の方針が示されているが、これは生産者・集荷業者に多大な負担を負わせることになる。さらに作つてみないとわからないでは生産者も消費者も安心することはできない。

よつて、福島県の農林水産物の安全・安心を確実なものにするため、国においては、次の事項について早急に措置されるよう強く要望する。

- 1 すべての農林水産物の栽培・管理・流通にあたっては国が全責任を負うこと。
- 2 水稻の栽培にあたっては、23年度調査で100ベクレルを超えた地域の水田を「実証圃場」に指定し、放射性物質の作物への移行の解明をすすめること。
- 3 国は米の主食以外への用途活用の推進をはかること。
- 4 福島県産の農林水産物は、国が責任をもって全量を買上げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。
平成24年3月30日

衆議院議長 横路 孝弘 様 参議院議長 平田 健二 様
内閣総理大臣 野田 佳彦 様 農林水産大臣 鹿野 道彦 様
厚生労働大臣 小宮山洋子 様

福島県伊達郡川俣町議会

東京電力福島第一原子力発電所事故による避難区域見直し及び除染に関する意見書

東電福島第一原子力発電所の爆発事故から1年が経過したが、昨年12月の事故収束宣言後も4号機の燃料貯蔵プールの漏水、2号機の温度計の故障、度々繰り返される汚染水漏れなど現場はおよそ収束とはかけ離れた状況にある。大量の放射性物質の飛散により、わが川俣町の自然環境・生活環境は汚染され、先の見えない苦しい避難生活が続いている。大量に降り積もつた放射線量は、国の法律「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」で定められた年間1mSvをはるかに超え、「電離放射線防止規則」で定められた放射線管理区域とされる年間5.2mSvを超えて最高値44mSv、低いところでも10mSvという高い数値が発表された。

このように高濃度放射性物質に汚された大地で安心して健康な生活を営むことは、到底不可能である。本当の安全・安心の生活とは、子どもたちが野山を駆けめぐり、自然豊かな大地で作られた作物を安心して食べられることにある。

しかし、実質的に原発行政を推し進めてきた加害者である国は何ら法律的、科学的根拠のない20mSv論「ICRP基準」を楯に避難区域の解除を図ろうとしている。これは憲法25条、13条の原則からして認められないことであり、私たちの望みはわが故郷、わが大地を3.11以前に戻してもらうことであり、それ以外のなにものでもない。

そのためには、避難によつて荒廃した農地を国の責任で整備・復元すると同時に、法で定められた1mSv以内を目標数値として山から除染することしか選択の余地はない。

よつて、避難区域の解除見直しと除染計画にあたっては、次の事項を遵守するよう強く要望する。

- 1 避難区域の解除及び見直しの設定については法で定められた1mSvを基準とすること。
- 2 国による除染計画は、法で定められた限界値1mSvを厳守し、山から除染すること。
- 3 避難によつて荒廃した農地や用水路などは、国の責任で完全補修整備を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。
平成24年3月30日

内閣総理大臣 野田 佳彦 様 国土交通大臣 前田 武志 様
経済産業大臣 枝野 幸男 様 農林水産大臣 鹿野 道彦 様
文部科学大臣 平野 博文 様 財務大臣 安住 淳 様
原発事故の収束及び再発防止担当大臣 細野 豪志 様
復興大臣 平野 達男 様

福島県伊達郡川俣町議会

東京電力福島第一原子力発電所事故被災者救済に関する意見書

東電福島第一原子力発電所の事故から1年が経過したが、事故収束の目途はまったくたっていない。原発事故が長期化するなか、16万人余の避難者はもとより福島県民すべてがこれまでの生活を破壊され、放射性物質による健康被害に怯え、子どもたちの将来を思い悩み苦しんでいる。

一方、政府、東京電力はステップ2の完了を発表し、原発事故の収束宣言をするなど、原発事故の現状を掩蔽し、早期に事故に伴う避難を解除し、補償・賠償の期間短縮を図ろうとしている。このような、政府、東京電力の方針を我々は到底受け入れることはできない。いまこそ、政府、東京電力はこの間の原発事故対策と被災者支援策を猛省し、被災者の心と地域の実情に沿つた方針と対策を実施すべきである。

よつて、本町議会は被災者の現状と地域経済の現況を踏まえ、政府及び東京電力に対し、以下の事項を早期に実行するよう強く要望する。

- 1 原発事故で喪失した土地、建物等財物の補償・賠償は、ダムの補償価格及び高速道路の買収価格を基準とし、非課税にすること。
- 2 精神的慰謝料は、1人当たり最低月35万円以上に引き上げ、被災者個人ごとに請求行為の有無にかかわらず支給すること。また、原子力損害賠償紛争審査会が指針を発表した、妊婦等が40万円、その他の者8万円の精神的慰謝料は、継続して支給することを原則として大幅に引き上げること。
- 3 放射性物質により環境汚染された市町村に、固定資産税が適用されることは税制上矛盾するので、環境汚染が完全に解消するまでの期間、固定資産税の制度を廃止し、自治体の固定資産減収額を国において交付補填すること。
- 4 高速道路の無料化を、東京電力福島原子力発電所事故が完全収束するまで継続すること。
- 5 常磐自動車道の早期実現を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。
平成24年3月30日

内閣総理大臣 野田 佳彦 様 文部科学大臣 平野 博文 様
総務大臣 川端 達夫 様 財務大臣 安住 淳 様
国土交通大臣 前田 武志 様 経済産業大臣 枝野 幸男 様
農林水産大臣 鹿野 道彦 様
原発事故の収束及び再発防止担当大臣 細野 豪志 様
復興大臣 平野 達男 様

福島県伊達郡川俣町議会